

石油の備蓄の確保等に関する法律  
(備蓄法) 事務手続マニュアル  
第2版

経済産業省中国経済産業局  
資源エネルギー環境部 資源・燃料課

令和5年12月

## 目 次

手続窓口一覧表	2
揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）事務手続との対応表	3
第 1 章 開始届出関係（※法第 2 7 条第 1 項関係手続）	
1. 未届出業者が新たに石油販売業を行おうとする場合	4
第 2 章 変更届出関係（※法第 2 7 条第 2 項関係手続）	
1. 既届出業者が届出事項を変更した場合	13
2. 既届出業者が届出事項を変更しようとする場合	17
第 3 章 廃止届出関係（※法第 2 7 条第 3 項関係手続）	
1. 既届出業者が石油販売業を廃止した場合	18
第 4 章 その他	
1. 既届出業者の届出事項の証明が必要な場合	21
改訂履歴	22

※次ページより、本マニュアルでは関係法について以下のとおり表記します。

- ・石油の備蓄の確保等に関する法律                   → 法
- ・石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則       → 施行規則
- ・揮発油等の品質の確保等に関する法律           → 品確法

## 手続窓口一覧表

担当窓口（管轄区域）	所在地／電話番号
中国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 （鳥取、島根、岡山、広島、山口）	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 082-224-5722
北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 （北海道）	〒060-0808 札幌市北区北8条西2 011-709-1788
東北経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 （青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島）	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 022-221-4934
関東経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 （茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、 新潟、山梨、長野、静岡）	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 048-600-0371
中部経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 （岐阜、愛知、三重、富山、石川）	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 052-951-2781
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 （福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 06-6966-6044
四国経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 （徳島、香川、愛媛、高知）	〒760-8512 高松市サンポート3-33 087-811-8536
九州経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課 （福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島）	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 092-482-5476
沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー・燃料課 （沖縄）	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 098-866-1759

## 揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）事務手続との対応表

○：必要 □：いずれか必要 △：状況に応じて必要

		石油の備蓄の確保等に関する法律（備蓄法）事務手続			
		開始届	変更届	廃止届	備考
揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）事務手続	第1章 1.	○	—	—	
	第1章 2.	○	■	■	■：旧運営者分
	第1章 3.	○	—	●	●：個人事業者分
	第1章 4.	○	—	●	●：法人分
	第1章 5.	○	—	●	●：組織変更前法人分
	第2章 1.	—	○	—	
	第2章 2.	—	○■	■	■：旧運営者分
	第2章 3.	■	○■	—	■：新運営者分
	第2章 4.	—	○	—	
	第2章 5.	—	△	—	業務担当役員＝代表者の場合
	第3章 1.	—	○	—	
	第3章 2.	—	○	—	
	第3章 3.	—	○	—	
	第3章 4.	—	○	—	
	第3章 5.	—	○	—	
	第4章 1.	—	□	□	
	第5章 1.	—	△	—	品質管理者＝代表者の場合
	第6章 1.	—	—	—	
	第7章 1.	□	□■	■	■：被承継者分
	第7章 2.	—	○	—	
	第7章 3.	□	□	●	●：被合併法人分
	第7章 4.	□	□■	■	■：被分割法人分
	第8章 1.	—	—	—	
	第8章 2.	—	○	—	
第8章 3.	—	○	—		
第8章 4.	—	—	—		

## 第1章 開始届出関係（※法第27条第1項関係手続）

### 1. 未届出業者が新たに石油販売業を行おうとする場合

以下表に該当する場合、あらかじめ手続が必要になります。

#### <対象者>

	当該年度の販売予定量	タンク容量
原油	1, 000 KL	0.2 KL
揮発油	2, 400 KL	0.2 KL
灯油	60 KL	1 KL
軽油	1, 800 KL	1 KL
重油	120 KL	2 KL
石油ガス（LPガス）	360 t	5 t

※「当該年度の販売予定量」又は「タンク容量」のいずれかを満たす場合、手続が必要になります

#### <必要書類>

(1)	(特定)石油販売業開始届出書 (様式第17)	(施行規則第33条第1項)
(2)	石油の販売計画 ※特定石油販売業者の場合	(施行規則第33条第4項第1号)
(3)	石油の貯蔵のための設備の明細 及び配置図 ※特定石油販売業者の場合	(施行規則第33条第4項第2号)
(4)	石油精製業者と密接な関係を 有することを証する書類 ※特定石油販売業者の場合	(施行規則第33条第4項第3号)
(5)	その他	

<注意事項>

(1) (特定) 石油販売業開始届出書(様式第17) ※(記載例1)を参照

(第1面:全ての石油販売業者が記載)

ア 届出年月日

年月日を記載してください。

イ 届出者

法人の場合は登記上の名称、代表者役職・氏名、住所を記載してください。

個人の場合は氏名、住所を記載してください。

ウ 主たる事業所の所在地

本店業務を行っている住所を記載してください。

エ 営業所の所在地

石油販売業を行う営業所の住所を記載してください。

(第2面:全ての石油販売業者が記載)

オ 主たる販売施設の概要

「営業所の名称」及び「貯蔵設備・計量器(可搬式も含む。)」についてそれぞれ記載してください。

なお、「貯蔵設備・計量器(可搬式も含む。)」については、油種ごとに「タンク総容量」「タンク基数」「計量器数」をそれぞれ記載してください。貯蔵設備・計量器を所有していない場合は空欄で構いません。

カ 主たる仕入先

(記載例)

〇〇株式会社

キ 販売しようとする石油の種類

「原油」「揮発油」「灯油」「軽油」「A重油」「B重油」「C重油」「液化石油ガス(LPガス)」のうち、販売しようとする全ての油種を記載してください。

ク 事業開始予定時期

実際に事業開始を予定している年月日を記載してください。

(第3面：特定石油販売業者(※)のみ記載)

※石油販売業者のうち、石油の年間の販売量が250万KL以上のもので、かつ、当該石油販売業者が石油精製業者の発行済株式の総数又は出資の総額の100分の50以上の株式の数又は出資の金額を直接又は間接に保有している関係を有するもの

ケ 密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名

(記載例)

〇〇株式会社

コ 石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地

貯蔵施設の「名称」及び「所在地」、「石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力」についてそれぞれ記載してください。

(第4面：法第27条第1項第5号の石油販売業者(※)のみ記載)

※地域の実情を踏まえ、給油設備の規模が経済産業大臣が定める規模以上であることその他の経済産業大臣が定める要件に該当する営業所(＝中核SS)を有する石油販売業者

サ 営業所の給油設備の規模

「営業所の名称」及び「給油設備のレーン数」、「給油設備に用いる自家発電機の容量」についてそれぞれ記載してください。

シ 災害が発生した場合における営業所の状況の確認を受けるための電話番号その他の連絡先

「営業所の名称」及び「電話番号その他の連絡先」についてそれぞれ記載してください。

(第5面：法第27条第1項第5号の石油販売業者で、指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーを有している場合(※)のみ記載)

※中核SSを有しており、かつタンクローリーを有している石油販売業者

ス 営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

「営業所の名称」及び「タンクローリーの数」、「指定石油製品の種類」、「最大容量」、「設置場所」についてそれぞれ記載してください。

(記載例1) ※記載が必要な箇所は赤字

様式第17 (第33条関係)

(第1面)

(特定) 石油販売業開始届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称 〇〇株式会社  
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇  
(法人にあつては、代表者の氏名)  
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

(特定) 石油販売業を次のとおり行いたいので、石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第1項の規定により、届け出ます。

1 主たる事務所の所在地	(郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
2 営業所の所在地	
名 称	所 在 地
〇〇営業所	(郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇営業所	(郵便番号〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
	(郵便番号 ) 電話番号( ) -

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。  
2 「営業所」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第1面の次に添付すること。



3 主たる販売施設の概要			
営業所の名称	〇〇営業所		
貯蔵設備・計量器（可搬式も含む。）			
(油種)	(タンク総容量)	(タンク基数)	計量器数
a 揮発油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
b 灯油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
c 軽油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
d	KL	基	基
e	KL	基	基
営業所の名称	〇〇営業所		
貯蔵設備・計量器（可搬式も含む。）			
(油種)	(タンク総容量)	(タンク基数)	計量器数
a 揮発油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
b 灯油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
c 軽油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
d	KL	基	基
e	KL	基	基
4 主たる仕入先	〇〇株式会社		
5 販売しようとする石油の種類	揮発油、灯油、軽油		
6 事業開始予定時期	〇〇年〇〇月〇〇日		

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
  - 2 「主たる販売施設の概要」は営業所ごとに記載すること。
  - 3 「主たる販売施設の概要」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付すること。

(特定石油販売業者のみ記載)

7 密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名			
〇〇株式会社			
8 石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地			
名 称	〇〇営業所	所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力			
揮発油：〇〇KL、灯油：〇〇KL、軽油：〇〇KL			
名 称	〇〇営業所	所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇
石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力			
揮発油：〇〇KL、灯油：〇〇KL、軽油：〇〇KL			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「貯蔵施設」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付すること。

(法第27条第1項第5号の石油販売業者のみ記載)

## 9 営業所の給油設備の規模

営業所の名称	〇〇営業所		
給油設備のレーン数			○
給油設備に用いる自家発電機の容量			〇〇KVA
営業所の名称	〇〇営業所		
給油設備のレーン数			○
給油設備に用いる自家発電機の容量			〇〇KVA

## 10 災害が発生した場合における営業所の状況の確認を受けるための電話番号その他の連絡先

営業所の名称	〇〇営業所		
電話番号その他の連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (所長携帯番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)		
営業所の名称	〇〇営業所		
電話番号その他の連絡先	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (所長携帯番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)		

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 2 「営業所」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第4面の次に添付すること。
  - 3 「電話番号その他の連絡先」欄には、電話番号、電子メールアドレス等の事項を複数記載すること。

(第5面)

(法第27条第1項第5号の石油販売業者で、指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーを有している場合のみ記載)

1.1 営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

営業所の名称	〇〇営業所
--------	-------

タンクローリーの数	〇台
-----------	----

指定石油製品の種類	揮発油、灯油、軽油
最大容量	〇〇〇〇〇リットル (〇〇〇〇〇リットル×〇室)
設置場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
指定石油製品の種類	揮発油、灯油、軽油
最大容量	〇〇〇〇リットル (〇〇〇〇〇リットル×〇室)
設置場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

営業所の名称	〇〇営業所
--------	-------

タンクローリーの数	〇台
-----------	----

指定石油製品の種類	揮発油、灯油、軽油
最大容量	〇〇〇〇リットル (〇〇〇〇〇リットル×〇室)
設置場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
指定石油製品の種類	揮発油、灯油、軽油
最大容量	〇〇〇〇リットル (〇〇〇〇〇リットル×〇室)
設置場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「営業所」、「タンクローリー」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第5面の次に添付すること。

(2) 石油の販売計画

年間販売量が250万KL以上となることが確認できるよう作成してください。

法定様式はありませんので、以下を参照ください。

(参考)

〇〇株式会社 〇〇年度石油販売計画

(KL)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
揮発油	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120
灯油	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	10
軽油	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120
計	20	20	20	20	20	20	20	22	22	22	22	22	250

(3) 石油の貯蔵のための設備の明細及び配置図

貯蔵施設の平面図を提出してください。

(4) 石油精製業者と密接な関係を有することを証する書類

石油精製業者の株主構成又は出資構成が分かる書類を提出してください。

(5) その他

ア 品確法に基づく申請・届出

品確法事務手続マニュアルを参照いただき、提出してください。

## 第2章 変更届出関係（※法第27条第2項関係手続）

### 1. 既届出業者が届出事項を変更した場合

以下表の届出事項を変更した場合、遅滞なく手続が必要になります。

#### <対象届出事項>

商号、名称又は氏名及び住所	(法第27条第1項第1号)
法人である場合においては、その代表者の氏名	(法第27条第1項第2号)
販売しようとする石油の種類	(施行規則第33条第3項第1号)
主たる仕入れ先	(施行規則第33条第3項第2号)
主たる販売施設の概要	(施行規則第33条第3項第3号)
密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名 ※特定石油販売業者の場合	(施行規則第33条第3項第4号)
事業開始予定時期	(施行規則第33条第3項第5号)
災害が発生した場合における営業所の状況の確認を受けるための電話番号その他の連絡先 ※中核SSを有する石油販売業者の場合	(施行規則第33条第3項第6号)
営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項 ※中核SSを有しており、かつタンクローリーを有している石油販売業者の場合	(施行規則第33条第3項第7号)

※各事項の詳細については、4～12ページ「第1章 1.」を参照ください。

#### <必要書類>

(1)	(特定)石油販売業変更届出書 (様式第18)	(施行規則第33条第5項)
(2)	その他	

<注意事項>

(1) (特定) 石油販売業変更届出書(様式第18) ※(記載例2)を参照

ア 届出年月日

年月日を記載してください。

イ 届出者

法人の場合は登記上の名称、代表者役職・氏名、住所を記載してください。

個人の場合は氏名、住所を記載してください。

ウ 変更事項

前ページの表を参考に変更事項を記載してください。

エ 変更前

変更前の届出事項を記載してください。

なお、営業所について変更がある場合は「別紙のとおり」と記載し、(記載例3)をもとに別紙を作成し、提出してください。

オ 変更後

変更後の届出事項を記載してください。

なお、営業所について変更がある場合は「別紙のとおり」と記載し、(記載例3)をもとに別紙を作成し、提出してください。

カ 変更(予定)年月日

変更した年月日を記載してください。

キ 変更の理由

具体的かつ簡潔に記載してください。

(記載例)

取締役会の決議による/経営合理化のため、等

ク 設備の処分に関する事項

営業所の所在地を変更する場合、具体的かつ簡潔に記載してください。

(記載例)

設備撤去/〇〇株式会社へ譲渡、等

(2) その他

ア 品確法に基づく申請・届出

品確法事務手続マニュアルを参照いただき、提出してください。

(記載例2) ※記載が必要な箇所は赤字

様式第18 (第33条関係)

(特定) 石油販売業変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称 〇〇株式会社  
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇  
(法人にあつては、代表者の氏名)  
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	名称の変更
変更前	〇〇株式会社
変更後	〇〇株式会社
変更(予定)年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
変更の理由	取締役会の決議による
設備の処分に関する事項	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
  - 2 変更事項の欄には、法第27条第1項第1号から第6号までのうち、変更する事項を記載すること。
  - 3 法第27条第1項第3号から第5号に規定する事項を変更する場合は、「変更年月日」を「変更予定年月日」とすること。
  - 4 「密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名」又は「石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地」を変更する場合は、当該変更の明細を記した書面を添付すること。
  - 5 「設備の処分に関する事項」の欄は、営業所の所在地を変更する場合に限り記載すること。



(記載例3) ※記載が必要な箇所は赤字

(別紙)

変更前			
営業所の名称	〇〇営業所		
営業所の住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地		
貯蔵設備・計量器 (可搬式も含む。)			
(油種)	(タンク総容量)	(タンク基数)	計量器数
a 揮発油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
b 灯油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
c 軽油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
d	KL	基	基
e	KL	基	基
主たる仕入先	〇〇株式会社		
販売しようとする石油の種類	揮発油、灯油、軽油		

変更後			
営業所の名称	〇〇営業所		
営業所の住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地		
貯蔵設備・計量器 (可搬式も含む。)			
(油種)	(タンク総容量)	(タンク基数)	計量器数
a 揮発油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
b 灯油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
c 軽油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
d	KL	基	基
e	KL	基	基
主たる仕入先	〇〇株式会社		
販売しようとする石油の種類	揮発油、灯油、軽油		

## 2. 既届出業者が届出事項を変更しようとする場合

以下表の届出事項を変更しようとする場合、あらかじめ手続が必要になります。

### <対象届出事項>

主たる事務所の所在地及び営業所の所在地	(法第27条第1項第3号)
石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地 ※特定石油販売業者の場合	(法第27条第1項第4号)
営業所の給油設備の規模 ※中核SSを有する石油販売業者の場合	(法第27条第1項第5号)

※各事項の詳細については、4～12ページ「第1章 1.」を参照ください。

### <注意事項>

#### (1) (特定) 石油販売業変更届出書 (様式第18)

ア 届出年月日 ※14ページを参照ください。

イ 届出者 ※14ページを参照ください。

ウ 変更事項

上の表を参考に変更事項を記載してください。

エ 変更前 ※14ページを参照ください。

オ 変更後 ※14ページを参照ください。

カ 変更(予定)年月日

変更予定年月日を記載してください。

キ 変更の理由 ※14ページを参照ください。

ク 設備の処分に関する事項 ※14ページを参照ください。

#### (2) その他

ア 品確法に基づく申請・届出 ※14ページを参照ください。

### 第3章 廃止届出関係（※法第27条第3項関係手続）

#### 1. 既届出業者が石油販売業を廃止した場合

石油販売業を廃止した場合、遅滞なく手続が必要になります。

<必要書類>

(1)	(特定) 石油販売業廃止届出書 (様式第19)	(施行規則第33条第6項)
(2)	その他	

<注意事項>

(1) (特定) 石油販売業廃止届出書(様式第19) ※(記載例4)を参照

ア 届出年月日

年月日を記載してください。

イ 届出者

法人の場合は登記上の名称、代表者役職・氏名、住所を記載してください。

個人の場合は氏名、住所を記載してください。

ウ 廃止年月日

廃止した年月日を記載してください。

エ 廃止の理由

具体的かつ簡潔に記載してください。

(記載例)

廃業のため

オ 設備の処分に関する事項

具体的かつ簡潔に記載してください。

(記載例)

設備撤去/〇〇株式会社へ譲渡、等

(2) その他

ア 品確法に基づく申請・届出

品確法事務手続マニュアルを参照いただき、提出してください。

(記載例4) ※記載が必要な箇所は赤字

様式第19 (第33条関係)

(特定) 石油販売業廃止届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称 〇〇株式会社  
氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇  
(法人にあつては、代表者の氏名)  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

(特定) 石油販売業を廃止したので、石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第3項において準用する第26条第3項の規定により届け出ます。

廃止年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
廃止の理由	廃業のため
設備の処分に関する事項	設備撤去

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 第4章 その他

### 1. 既届出業者の届出事項の証明が必要な場合

地方自治体（県、市町村）への競争入札資格申請や各種補助金申請、金融機関からの融資の際等に届出事項の証明を求められることがあります。

届出事項の証明が必要な場合は、証明書下付願（必要部数＋1部）と返信用封筒（切手付き）を提出してください。奥書証明により返送します。

## 改訂履歴

改訂年月	版数	改訂内容
令和5年 1月	第1版	✓ 新規作成
令和5年12月	第2版	✓ 北海道経済産業局の電話番号を修正